

# 平成26年度 活動の基調

## 1. 新たな運動の強化に向けて

KAKKINは、第54回全国代表者会議で、「運動の目標」、「新たな運動理念」、「名称の変更」、「新たな活動の方向」、「新たな委員会の設置」を確認した。

これからは、新たな理念と新たな視点で「核兵器廃絶」、「総合的エネルギー政策」、「平和建設」を活動の柱として、運動の強化を図っていく。

特に、核兵器を取り巻く情勢は、大変厳しいものがあり、核兵器廃絶に向けて、今後一層の努力が必要であることを認識し運動を進めていく。

## 2. 核兵器を取り巻く情勢について

### (1) ストックホルム国際平和研究所訪問

昨年10月、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）を訪問し、世界の核兵器を取り巻く実情について説明を受けた。その内容は次のとおりであり、依然として核兵器の脅威と核の拡散は深刻な状況になっている。

- NPT（核兵器不拡散条約）加盟の五カ国（アメリカ、ロシア、フランス、イギリス、中国）と三カ国（インド、パキスタン、イスラエル）は核兵器を保有している。2003年にNPTを脱退した北朝鮮は核兵器を持っているのではないかと見られている。
- 1991年にアメリカとソ連でSTART条約が結ばれ核兵器は減ってきているが今日でも2大大国の保有数が多く、世界では1万7千余発の核兵器が存在している。
- 核兵器保有5か国は新しいタイプの核兵器（小型化、殺傷力等）を開発している。5か国以外ではパキスタンとインドは10年後に数倍の核兵器を持つ可能性があると予想される。また、イスラエルはドイツの技術を使って原子力潜水艦に力を入れており、将来の核戦争を意識している。
- 北朝鮮は本当に核兵器を作れるのか疑問である。地下核実験をできる技術は持っているが、地上で実際使える核兵器になるのか。もし、持っているとするとも数は6～8発程度が考えられる。これは取り出すことができるプルトニウムの量から算出している。ただ、技術的に進んでいるのは確かだ北朝鮮自体は核兵器保有国と言っている。
- 核兵器開発の技術は進んでいる。しかし古い核兵器は、保存することに危険もあり、どのように処理するのか課題がある。

一方、核兵器でない兵器の技術が向上している。例えば、衛星技術、ミサイル技術の向上により、核兵器以外の兵器が核兵器以上の攻撃能力を持つようになってきている。このことは、核兵器と非核兵器の区別がなくなったとの見方ができる。

核兵器保有国は非核兵器の技術が向上することにより、新たな核兵器をつくらなければならないとの判断に繋がっている。
- 核兵器廃絶は、核兵器保有国の安全保障上からみれば困難な状況となってきている。

<各国の核兵器保有数>

各 国	配備数	保有数	合 計
アメリカ	2, 150	5, 5 5 0	7, 7 0 0
ロシア	1, 800	6, 7 0 0	8, 5 0 0
イギリス	160	6 5	2 2 5
フランス	290	1 0	3 0 0
中国		2 5 0	2 5 0
インド		90~110	90~110
パキスタン		100~120	100~120
イスラエル		8 0	8 0
北朝鮮			6 ~ 8 ?
合 計	4, 400	1 2, 8 6 5	1 7, 2 7 0

\* S I P R I 研究資料より

(2) 核兵器を巡る各国の動き

<北朝鮮の動向>

2002年にウラン濃縮計画を認めて以降、実に3回目となる核実験を2013年2月に強行した。国連安全保障理事会（安保理）は事実上の弾道ミサイル発射を受けて、北朝鮮に対し、すべての核兵器・核開発計画放棄を求めている。また、更なる弾道ミサイルや核実験には重要な行動をとる決意を表明した安保理決議の採択するなかで行われた暴挙であり、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。

<イランの動向>

核開発を巡るイランと国際社会との対立は膠着状態が長く続いていたが、2013年11月にイランの核問題への包括的解決を目指す上での一つの合意が成立した。合意内容は、濃縮ウランの総量や遠心分離器に制約を設けるという内容である。

イランは「原子力の平和利用は、自国の権利である」と主張しているが、これらの措置はイランが核開発技術を軍事転用することを著しく難しくするとの評価はある一方で、完全決着に向けた包括合意には引き続き困難な協議が予想されるとの見方がある。

## <米口間核軍縮の動向>

第4次戦略核兵器削減条約（新START）が2011年に発効したが、ミサイル防衛システムの配備との関係から核兵器の削減は膠着状態が続いている。核兵器の脅威を無くし、国際社会の平和に向けた更なる努力が米口に強く求められる。

### 3. KAKKINの取組み

#### (1) 核兵器廃絶に向けて

2009年4月、米国のオバマ大統領がブラハで行った「核兵器のない世界」を追求するとの演説から5年が経とうとしているが、依然として核兵器の脅威と核の拡散は深刻な状況になっていると認識しなければならない。

そのような中、2015年5月に2015NPT（核兵器不拡散条約）再検討会議が開催される。唯一の被爆国であるわが国がそのイニシアティブを発揮すべきであり、核兵器廃絶に向けた国内世論を喚起していかなければならない。

昭和20年8月に広島と長崎に原子爆弾が投下されてから68年が経過し、原爆被爆者（被爆者）の高齢化が進んでいる。被爆者の支援を継続するとともに、今後の被爆者支援のあり方について議論を深めていく。

#### (2) 総合的エネルギー政策の確立に向けて

2011年3月、東日本大震災では地震そして津波により、福島第一原子力発電所で放射性物質を放出するという重大事故が発生した。そのため、国内外においてエネルギー・原子力政策のあり方について、種々の論議がなされてきた。

世界的には、国際的なエネルギー需要の拡大、地球温暖化問題への対処や経済と国民生活の安定等の必要性から原子力発電が再評価され、その拡充および新規導入を計画する国が増加してきている。

こうした中、日本では原子力の平和利用について、冷静な論議がなされていない。それは、政治が国民に、福島で起こっていることの「何が事実か」、「何が真実か」を伝えていないことにより風評被害や住民に過度の不安感が起こっていることである。

エネルギー政策は、国民生活や雇用、産業・企業活動等に極めて大きな影響を及ぼし、わが国の将来のありようを左右する極めて重要な問題である。

いかにして国富を生み出し、どこに働く者の雇用の場を確保し、どのようにして国民生活の安定・向上を図り、持続可能な社会を構築していくのかが明確でなければならない。

私たちは、原子力の平和利用を推進してきた立場から、日本の原子力発電所の安全・安心の実現と世界のためにも最高水準の原子力技術の継承を求めていく。

また、原子力の平和利用に関する国民合意の形成に引き続き努力する。

#### (3) 平和建設に向けて

領土、領海、領空への脅威は主権国家としての安全保障上極めて重要な問題であり、近年では化石燃料や食糧などの資源争奪は国家間の紛争になっている。とりわけ、近年の東アジア情勢を考えればわが国の安全保障は国民個々人の身近な問題になってきていると認識しなければならない。

第3次あり方委員会で議論されてきた課題やさらなる提言を踏まえながら、わが国はもとより世界平和に向け努力をしていく。